

土木請負工事

設計変更ガイドライン

平成29年4月

神戸市

目 次

1	ガイドラインの目的	P 3
2	設計変更における留意事項	P 3
3	設計変更ができないケース	P 4
4	設計変更が可能なケース	P 4
4-1	設計図書間で一致しない場合	P 6
4-2	設計図書に誤り又は記載漏れがある場合	P 6
4-3	設計図書の表示が明確でない場合	P 7
4-4	設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が 一致しない場合	P 7
4-5	予期することのできない特別な状態が生じた場合	P 7
4-6	発注者が必要と認め変更する場合	P 8
4-7	工事を一時中止する必要がある場合	P 8
4-8	「設計図書の照査」の範囲をこえる場合	P 9
4-9	請負人からの請求により工期を延長する場合	P 10
5	設計変更に関わる資料の作成	P 10
6	条件明示について	P 12
7	関連事項	
7-1	指定・任意の正しい運用	P 16
7-2	設計変更における請負契約審査会付議要件	P 18

1 ガイドラインの目的

土木工事では、道路・河川・上下水道・港湾等多岐にわたる社会資本を、様々な現地の自然条件や環境条件のもとで建設されるという特殊性を持っている。

発注にあたっては、十分な事前調査や地元調整等を行い、適切に設計を実施すべきであるが、それでも、地盤条件、湧水の発生等、当初に予見できない事態が発生し、設計変更をせざるを得ないケースが多くある。

本ガイドラインは、請負工事契約約款等を踏まえ、設計変更にあたっての留意事項や過去の設計変更の事例より設計変更が可能であると思われる具体例を示すことで、公共契約における公正性、透明性の向上を図り、設計変更の手続きの円滑化を目的とするものである。

■適切な設計変更の必要性

建設業については、災害の復興事業や防災・減災、老朽化対策、耐震化、インフラの維持管理などの担い手として、果たすべき役割がますます増大している。一方で、建設投資の急激な減少や競争の激化により建設業の経営を取り巻く環境が悪化し、結果として現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少といった構造的な問題が生じている。これらの課題に対応し、現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工及び品質の確保と、その担い手の確保を目的として、平成 26 年 6 月、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、品確法）」が改正された。

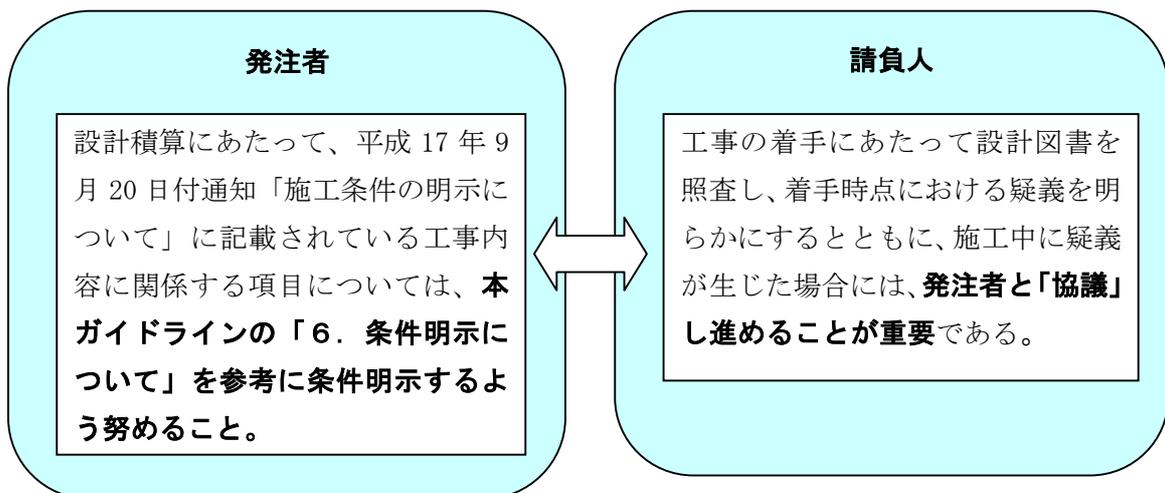
改正品確法では、基本理念に「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」が示されているとともに、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定されている。

2 設計変更における留意事項

設計内容は、入札条件の前提となるものであり、これを契約後に安易に変更することは、契約内容の同一性を失わせ、入札の公正性を損なうとともに、請負人の本市に対する信頼を失うことになる。

このため、設計段階において、十分な事前調査や地元調整等を行い、安易に設計変更を行うことのないよう努める必要がある。

- 設計変更：約款第 18 条及び第 19 条の規定により、図面又は仕様書（金抜き設計書を含む）を変更することとなる場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ請負人に指示すること
- 契約変更：契約内容に変更の必要が生じた場合、当該請負人との間において、既に締結されている契約内容を変更すること



3 設計変更ができないケース

下記のような場合においては、原則として**設計変更はできない**。

- 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず**請負人が独自に判断して施工を実施**した場合
- 発注者と「協議」をしているが、**協議の回答がない時点で施工を実施した場合**
- 「**承諾**」で**施工**した場合
- 工事請負契約約款（以下、「約款」という。）に定められている**所定の手続きを経していない場合（約款第18条から24条）**
- 正式な書面によらない事項**（口頭のみ指示・協議等）の場合

※契約約款第25条（臨機の措置）については別途考慮する。

4 設計変更が可能なケース

下記のような場合においては**設計変更が可能**である。

- 仮設において、条件明示の有無に係わらず**当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水水位等が現地で確認された場合**（ただし、所定の手続きが必要）
- 当初発注時点で想定している工事着手時期に、**請負人の責によらず、工事着手できない場合**
- **所定の手続き（「協議等」）を行い、発注者の「指示」によるもの**（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。）
- 請負人が行うべき「**設計図書の照査**」の**範囲を超える作業**を実施する場合

- 請負人の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められるとき。

ただし、設計変更・先行指示にあたっては、下記事項に留意する。

- 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。
- 当該工事での変更の必要性を明確にし、設計変更は約款第 19 条にもとづき書面で行う。
(規格の妥当性、変更対応の妥当性(別途発注ではないか)を明確にする。)
- 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく適切に行うものとする。
- 指示書等へ概算金額の記載を行う。ただし、以下の事項を条件とする。
 - ①請負人からの協議によらず発注者の指示による変更の場合は、概算金額を指示書に記載することとし、記載できない場合にはその理由を記載することとする
 - ②請負人からの協議を受け、受発注者間の協議により変更する場合は、請負人が見積書を提出した場合には、その見積書を参考にして指示書に記載することも可とする。
 - ③記載する概算金額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。
※具体的な記載の運用については次項に記載する。
※指示書とは、工事打合簿の発議事項として「指示」を記載したものである。
- 契約変更手続きを行う前に請負人へ作業を行わせる場合は、必ず書面(指示書)にて指示を行う。

■指示書等への概算額の記載方法

設計変更を行う為、指示を行う際に、指示書等にその内容に伴う増減額の概算額を記載する。概算額は、百万円単位を基本(百万円以下の場合は十万円単位)とする。

ここで記載する概算額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。また、緊急的に行う場合または何らかの理由により概算額の算定に時間を要する場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。

【発注者からの指示により変更する場合】

1. 指示書には、変更内容による変更見込み概算額を記載することとし、記載できない場合にはその理由を記載する。
2. 概算額については、類似する他工事の事例や設計業務等の成果、協会資料などを参考に記載することも可とする。

【受発注者間の協議により変更する場合】

1. 指示書等には、変更内容による変更見込み概算額を記載する。
2. 概算額の明示にあたっては、協議時点で請負人から見積書の提出があった場合には、その見積書の妥当性を確認し、妥当性が確認された場合は、その見積書の額を参考に指示書に記載することも可とする。なお、請負人からの見積を参考に記載する場合は、請負人の提示額であることを指示書に記載する。

4-1 設計図書間で一致しない場合（約款第 18 条第 1 項第 1 号）

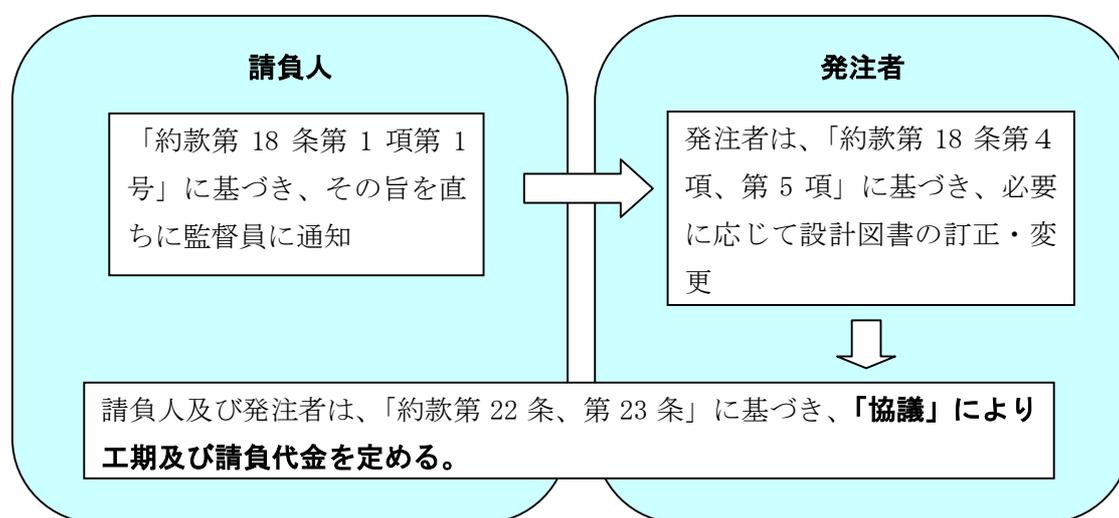
設計書、図面、仕様書、共通仕様書及び質疑回答書において、一致しない場合。ただし、これらの優先順位が定められている場合は除く。

(1) 具体的な事例

- 図面と設計書で、材料の規格が一致しない場合
- 図面と設計書で構造寸法が一致しない場合
- 図面と設計書で数量が一致しない場合

(2) 設計変更を行うまでの手続き

図—1 設計変更を行うまでの手続き



4-2 設計図書に誤り又は記載漏れがある場合（約款第 18 条第 1 項第 2 号）

(1) 具体的な事例

- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合
- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示が

ない場合

- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通整理人についての条件明示がない場合

(2)設計変更を行うまでの手続き

図一1と同様

4-3 設計図書の表示が明確でない場合（約款第18条第1項第3号）

(1)具体的な事例

- 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
- 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合
- 使用する材料の規格（種類、強度等）が明確に示されていない場合

(2)設計変更を行うまでの手続き

図一1と同様

4-4 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合（約款第18条第1項第4号）

(1)具体的な事例

- 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
- 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
- 設計図書に明示された交通整理人の人数等が規制図と一致しない場合
- 設計図書に明示された地下埋設物の位置と工事現場での位置が一致しない場合
- 前述の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で現地条件と一致しない場合
- その他、新たな制約等が発生した場合

(2)設計変更を行うまでの手続き

図一1と同様

4-5 予期することのできない特別な状態が生じた場合（約款第18条第1項第5号）

(1)具体的な事例

- 工事現場において一部に軟弱な地盤があり、地盤改良の必要が生じた場合
- 埋蔵文化財が発見され、調査が必要となった場合

(2) 設計変更を行うまでの手続き

図一1 と同様

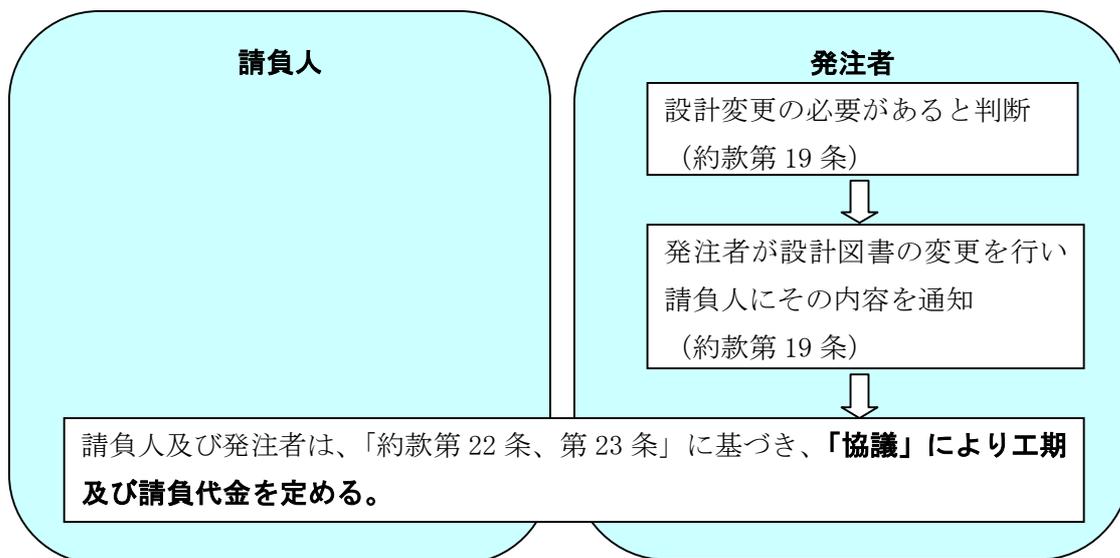
4-6 発注者が必要と認め変更する場合（約款第 19 条）

(1) 具体的な事例

- 地元調整の結果、施工範囲、施工時間、施工日を変更する場合
- 同時に施工する必要のある工種が判明し、その工種を追加する場合
- 河川、警察等の管理者、電気・水道・ガス等の企業者との協議により、施工内容の変更、工種の追加を行う場合
- 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する場合
- 使用材料を変更する場合

(2) 設計変更を行うまでの手続き

図一2 発注者の都合により設計変更を行う場合の手続き



4-7 工事を一時中止する必要がある場合（約款第 20 条）

請負人の責に帰することができないものにより、工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、請負人が工事を施工できないと認められる場合をいう。

具体的な事例、手続きは、「土木請負工事 工事一時中止ガイドライン」（神戸市）参照。

4-8 「設計図書の照査」の範囲をこえる場合

発注者は、請負人に「設計図書の照査」の範囲をこえる設計図書の訂正又は変更を実施させる場合において、必要があると認められる場合は、工期、請負代金を変更しなければならない。

請負人が行うべき「設計図書の照査」の範囲をこえる行為としては、以下のものなどが想定される。

- 現地測量の結果、設計の見直しを伴う横断面図を新たに作成する必要があるものや縦断面計画の見直しを伴う横断面図の再作成が必要となるもの（約款 18-1-4）
- 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更による設計の見直しを伴う横断面図の作成が必要となるもの。但し、当初横断面図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる（約款 18-1-5）
- 現地測量の結果、設計の見直しを伴う排水路計画を新たに作成する必要があるものや土工の縦横断面計画の見直しが必要となるもの（約款 18-1-4）
- 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算書の再計算が必要となるもの（約款 19）
- 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの（約款 19）
- 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成（約款 18-1-5）
- 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成（約款 18-1-4）
- 「設計要領」「各種示方書」等との対比設計（約款 19）
- 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査（約款 19）
- 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出（約款 19）
- 舗装修繕工事の縦横断面設計（約款 18-1-4）（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断面図が示されおらず土木工事共通仕様書「13-4-3 路面切削工」「13-4-5 切削オーバーレイ工」「13-4-6 オーバーレイ工」等に該当し縦横断面設計を行うものは設計照査に含まれる。）
- 新たな工種追加による構造計算及び図面作成
- 各種基準類の変更の結果、必要となった構造計算及び図面作成
- 照査の結果、必要となった追加調査の実施
 - 〈例〉・ボーリング調査
 - ・杭打・大型重機による施工を行う際の近隣の家屋調査
 - ・トンネル漏水補修工（裏込め注入工）の施工に際し、周辺地域への影響調査

注) なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、請負人の費用負担によるものとする。

詳細については、「設計照査ガイドライン」（神戸市）を参照

4-9 請負人からの請求により工期を延長する場合（約款第 21 条）

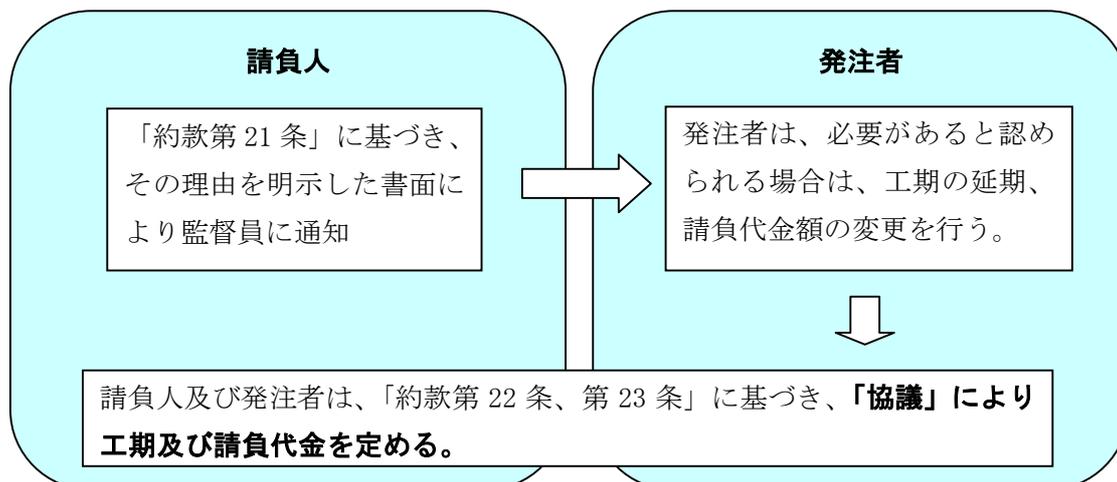
請負人は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他請負人の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。

(1) 具体的な事例

- 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が必要な場合
- 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が必要な場合
- その他請負人の責めに帰すことができない事由により工期の延長が必要な場合

(2) 設計変更を行うまでの手続き

図—3 設計変更を行うまでの手続き

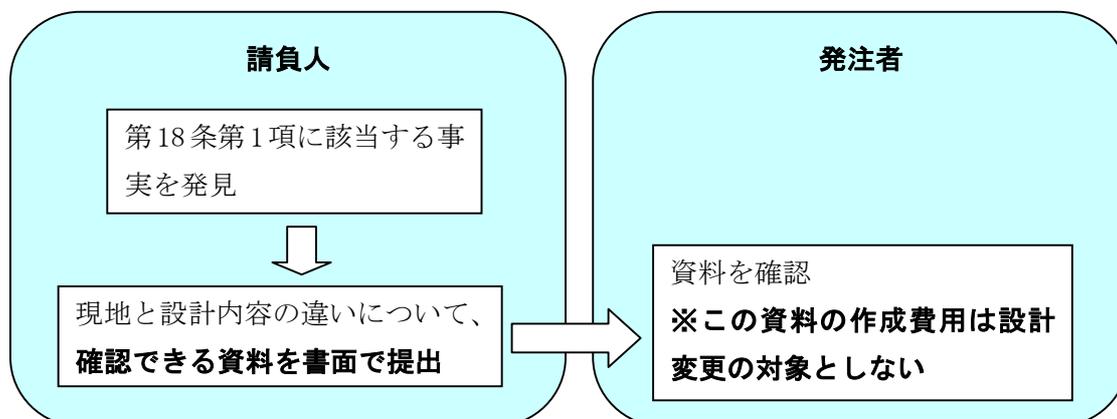


5 設計変更に関わる資料の作成

1) 設計照査に必要な資料作成

請負人は、当初設計等に対して約款第 18 条第 1 項に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。

図—4 設計照査の資料作成フロー

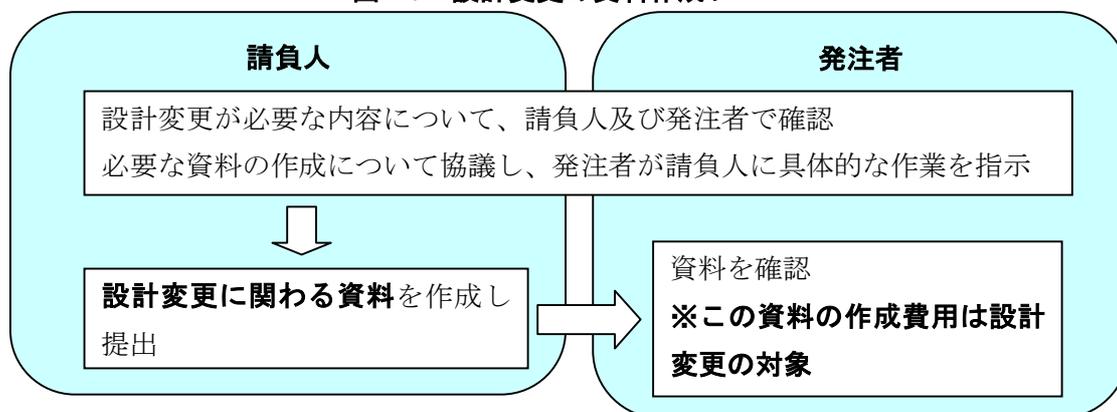


2) 設計変更に必要な資料作成

約款第18条第1項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、約款第18条第4項に基づき発注者が行うものであるが、請負人に行わせる場合は、以下の手続きによるものとする。

- ①設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- ②設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ③発注者は、書面による指示に基づき請負人が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。
- ⑤増加費用の算定は、設計業務等標準積算基準書を基本とする。

図—5 設計変更の資料作成フロー



6 条件明示について

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。
また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

■明示項目・明示事項 ※「施工条件の明示について」（神戸市）より抜粋

(1) 国土交通省 明示項目・明示事項

明示項目	明 示 事 項
工 程 関 係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。
	2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、特定される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法
	3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期
	4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲
	5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期
	6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間
	7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数（必須）
用 地 関 係	1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期
	2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容
	3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
	4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等

明示項目	明 示 事 項
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2. 水潜・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般道路を搬入路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処理が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間 (2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去） (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容

明示項目	明 示 事 項
建設副産物 関 係	1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間帯の処分及び保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
工 事 支 障 物 件 等	1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等
薬 液 注 入 関 係	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
そ の 他	1. 工事事務機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引渡場所等 3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 6. 工事事務電力等を指定する場合は、その内容 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等

(2) 上記国土交通省(案)掲載以外について(上記明示項目の分類に属さないものとして)

区 分	項 目	明 示 事 項
総 則	部 分 使 用	1. 中間技術検査(対象工事、実施時期、方法等)
	施 工 管 理	1. 規格値(出来形規格値、品質規格)
	工 事 中 の 安 全 確 保	1. 工事現場のイメージアップ(イメージアップ経費を計上する場合)
	後 片 付 け	1. 工事終了後存置
材 料	再生砂の使用	1. 再生砂の品質規格(管周りの埋戻しでの使用)
セメントコンクリート製品		1. コンクリート二次製品(側溝・水路)の使用 2. 下水汚泥溶融スラグ混入境界ブロックの使用 3. 下水汚泥焼却灰入り製品の使用
木 材	間伐材の使用	1. 小径丸太材での間伐材の原則使用
一般舗装工	アスファルト 舗 装	1. セメント及び石灰安定処理路盤(使用量、養生期間・養生方法) 2. アスファルト混合物事前審査制度の適用 3. 下水汚泥焼却灰の有効利用
地盤改良工	路床安定処理	1. 材料・強度(路床安定処理に用いる材料及び仕上り強度)
	置 換 工	1. 材料・強度(置換工に用いる材料及び仕上り強度)
土 工	一 般 事 項	1. 伐開・除根作業(伐開・除根作業がある場合)
	盛 土 工	1. 発生土(盛土材に別途工事の建設発生土を使用する場合) 2. 採取土(盛土材に採取土を使用する場合) 3. 採取跡地(採取跡地に施工条件がある場合) 4. 購入土(盛土材に購入土を使用する場合) 5. 軟弱地盤盛土沈下量の確認方法 6. 一段階盛土高(盛土高規定)
	掘 削 工	1. 路床支持力
コンクリート	一 般 事 項	1. テストハンマーによる強度推定調査 2. ひび割れ発生状況の調査 3. 銘板の設置

区分	項目	明 示 事 項
共通	六価クロム 溶出試験	1. 六価クロム溶出試験がある場合
	施工調査	1. 施工合理化調査対象工事の場合
	配置技術者	1. 監理技術者等の専任を要しない期間の明確化
	現場代理人	1. 現場代理人の兼務が可能な工事の場合
	追加施工	1. 追加施工予定がある場合
	電子納品	1. 簡易版電子納品対象工事
	VE提案	1. VE対象工事の場合
	その他	台帳の 整備・作成
落石防護柵工		1. 落石防護柵工（ワイヤーロープ金網式）を設置する場合の規定
枠組足場		1. 枠組足場を設置する場合の規定
橋台・橋脚工 （構造物単位）		1. 橋台躯体工、橋脚躯体工を、（構造物単位）歩掛で発注する場合の必要事項
場所打擁壁工 （構造物単位）		1. 現場打擁壁工を、（構造物単位）歩掛で発注する場合の必要事項
函渠工 （構造物単位）		1. 現場打函渠工を、（構造物単位）歩掛で発注する場合の必要事項

7 関連事項

7-1 指定・任意の使い分け

指定・任意については、約款第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- 任意については、**その仮設、施工方法の一切の手段の選択は請負人の責任で行う**

- 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても**原則として設計変更の対象としない**
- 但し、**当初積算時の想定と現地条件が異なることによる変更は行う**

ただし、指定・任意の使い分けにおいては、下記事項に留意する。

- 仮設・施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、**指定と任意の部分を明確にする**必要がある
- **任意であっても、当初積算時の条件と現地条件に変更がある場合は、設計変更を行う。**

※ 任意における不適切な対応例

- ・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応。
- ・標準歩掛では、バックホウとなっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応
- ・新技術の活用について請負人から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応

◎発注者の指定事項以外は請負人の裁量の範囲

■自主施工の原則

約款第1条第3項により、設計図書に指定されていない場合は、工事实施の手段、仮設物等は請負人の裁量の範囲

【指定と任意の考え方】

	指定	任意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する	施工方法等について具体的には指定しない
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	請負人の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）
施工方法の変更がある場合の設計の変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする
その他	<指定仮設とすべき事項> <ul style="list-style-type: none"> ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・仮設構造物を一般交通に供する場合 ・関係官公署との協議により制約条件のある場合 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・特許工法又は特殊工法を採用する場合 ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設
--	---

7-2 設計変更における請負契約審査会付議要件

設計変更において下記の要件に該当する場合には、原因が生じた時点で、速やかに審査会に諮らなければならない。審査会への付議は、必ず事前に行わなければならない。

□要件

当初の請負金額と変更による請負金額との差額（税込み）が、当初請負金額の2割（差額が400万円以下の場合を除く）、または2,000万円を超す増額又は減額変更をする場合。

ただし、当初の請負金額が10億円を越えるもので、2%以内かつ5,000万円以下の変更を除く。

※__線部の「当初請負契約金額の2割又は2,000万円を超す増額又は減額変更」とあるのは、増額と減額があり、結果として2割以内かつ2,000万円以下となる場合であっても、一方の変更が当初請負契約金額の2割又は2,000万円を超す場合は付議対象となるので、付議漏れがないよう注意すること。

※その他、請負契約審査会への付議については、最新の「神戸市請負契約審査会への適正な付議等について」（行財政局）を参照し、適正な請負契約の執行に努めること。